名

称

開設者氏名又は名称

所

赤玉薬局八竜店

赤玉薬品株式会社

代表取締役

秋

毎週火・金曜日発行

目 次 ページ

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一五四・福 祉政策課) ..... 示 1

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一五六・福 ○生活保護法による医療機関の指定(一五五・福祉政策課)…1 祉政策課) ......2

○生活保護法による施術者の指定(一五九・福祉政策課)……4 ○生活保護法による指定介護機関の変更(一五八・福祉政策 3

○生活保護法による介護機関の指定(一五七・福祉政策課)…3

○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定(一六○

○証紙売りさばき人の指定(一八○・会計管財課)…………10 ○証紙売りさばきの廃止の届出(一七九・会計管財課)………10 振興局建設部)………10 ○主要農作物の奨励品種の採用及び除外並びに認定品種の除 ○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七八・仙北地域 ○建築基準法による道路位置の指定(一七七・由利地域振興 ○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七四~一七六・ ○道路区域の変更(一六八~一七三・道路課)……………6 ○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(一六五・都市 ○道路区域の変更及び供用開始(一六六、一六七・道路課)…6 局建設部) ..... 秋田地域振興局建設部) ……………… 計画課) ------6 10 10 9

外について(水田総合利用課)

○土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分の取消し及 ○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(一六三・都市 ○ふ化業者の登録(一六二・南部家畜保健衛生所)…………5 ○地籍調査の成果の認証(一六一・農山村振興課)…………4 び新たな換地処分 (一六四・都市計画課) ……………5 計画課)…………………………………………………………5

・長寿社会課) ………………………………………4 ○土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可 ○教習指導員審査の実施(二八、三○・運転免許センター) ○技能検定員審査の実施(二七、二九・運転免許センター) ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出 ○土地改良区連合の定款変更の認可 振興局農林部) ……… 農林部) ………… 教育委員会公告 公安委員会告示 (北秋田地域振興局農林 (仙北地域振興局 (秋田地域 : : 12 11 11 11 11 11

## 告

秋田県告示第百五十四号

## 示

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があ ったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の 平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百十三— 在 地 -成二十年二月| -成二十年 廃 月 止 年 十四四 十日 月 日

## 秋田県告示第百五十五号

株式会社

小田勘薬局

株式会社小田勘薬局

代表取締役

由利本荘市大町二十八

株式会社布袋屋薬局

代表取締役

ホテヤ薬局上小阿仁店

名

称

開設者氏名又は名称

所

定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規

> 指定したので、 する。 同法第五十五条の 二第 一号の規定に基づき、 告

示

秋田県知事

寺

田

典

城

平成二十年四月四

山本郡三種町浜田字東浜田百三十九—二 在 地 調剤薬局 サービスの種類 指

平成二十年二月十五日 定 年 月 日

秋

田

接事業所 社会福祉法人能代市社会福祉協 社	ター 能代ふれあいデイサービスセン 能	能代市緑町グループホーム能	能代市緑町デイサービスセンタ能	能代市東デイサービスセンター能	デイサービスセンターコスモス	湯沢デイサービスセンター湯	が岡短期入所生活介護事業所いさみ湯	デイサービスセンターいさみが湯	名称	第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二 <b>秋田県告示第百五十六号</b>	池田薬局 つるまい店 池	大越調剤薬局あかぬま店	おおがたむら調剤薬局	株式会社 小田勘薬局     株	日本調剤 本荘南薬局
会長社会福祉法人能代市社会福祉協議会	能代市長	能代市長	能代市長	1. 代市長	湯沢市長	湯沢市長	湯沢市長	湯沢市長	開設者氏名又は名称	、 次 条 の 二	出田薬品商事株式会社 代表取締役	有限会社大越調剤薬局 代表取締役	表取締役 有限会社おおがたむら調剤薬局 代	株式会社小田勘薬局 代表取締役	日本調剤株式会社 代表取締役
能代市二ツ井町字三千苅四十四番地三十四	能代市上町十二番三十二号	能代市緑町七番十七号	能代市緑町七番十七号	能代市宮ノ前二番地一	湯沢市相川字碇百八番地	湯沢市古館町四番十号	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	所在地	 	由利本荘市小人町二百二十三—一	由利本荘市赤沼下四百三十七	南秋田郡大潟村字中央一—五	由利本荘市大町三十九番地	由利本荘市小人町百十五―三
居宅介護支援事業	介護、介護予防通所	型共同生活介護 超知症対応型共同生活介護	心理通所介護 介護、介護予防認知症対 が護、介護予防認知症対 が選系が、 が護、介護予防通所	介護、介護予防通所	介護、介護予防通所	介護、介護予防通所	予防短期入所生活介護短期入所生活介護、介護	介護、介護予防通所	サービスの種類		調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局
平成二十年三月三十一日	平成二十年三月三十一日	平成二十年三月三十一日	平成二十年三月三十一日	平成二十年三月三十一日	平成二十年二月二十九日	平成二十年二月二十九日	平成二十年二月二十九日	平成二十年二月二十九日	廃止年月日	秋田県知事 寺 田 典 城	平成二十年三月一日	平成二十年三月十七日	平成二十年三月一日	平成二十年二月二十五日	平成二十年三月一日

## 秋 県 公 田 報

A   Might of the property o	下 目を誓うないない ゴーロー	第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと   平成二十年四月四日   生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二   の二第二号の規定に基づき、告示する。   おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条   おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条	デイサービスセンター花しずく 有限会社サクセス 代表取締役 潟上市飯田川和田妹川字出張十七番三	ケアセンターほほえみ	グループホーム和み株式会社芳栄代表取締役能代市二ツ井町飛根字高清水二百六十五番地	デイサービスリハトレくらぶ 取締役 大館市有浦二丁目二番十一号 成田ビル二階	小規模多機能ホーム萌木 有限会社エム・ズ 代表取締役 能代市字田子向八十一―五	さわやか桜館 というでは、	デイサービスセンターコスモス 会長 社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 湯沢市相川字碇百八番地	湯沢デイサービスセンター 会長 社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 湯沢市古館町四番十号	が岡 社会福祉法人なごみ会 理事長 湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地 短期入所生活介護事業所いさみ	岡	グループホーム桜木荘 医療法人長慶会 理事長 大仙市協和船岡字上字津野二百四十九番地一	名 称 開設者氏名又は名称 所 在 地	第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を   平成二十年四月四日 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二   づき、告示する。   次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基
後			介護 介護予防通所	予防短期入所生活介護短期入所生活介護、介護	型共同生活介護 超知症対応 認知症対応型共同生活介護	介護予防通所介護	能型居宅介護 能型居宅介護 小規模多機能型居宅介	生活介護 企業予防特定施設入居者	介護、介護予防通所	介護、介護予防通所	予防短期入所生活介護短期入所生活介護、介護	介護、介護予防通所	型共同生活介護 護、介護予防認知症対応 認知症対応型共同生活介	サービスの種類	
<b>変</b> 更 年 月		秋田県知事 寺 田 典 城	平成二十年三月十日	平成十九年十二月二十五日	平成二十年三月三十日	平成二十年二月二十日	平成二十年三月十日	平成二十年二月十五日	平成二十年三月一日	平成二十年三月一日	平成二十年三月一日	平成二十年三月一日	平成二十年一月三十日	指定年月日	秋田県知事 寺 田 典 城

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16.5		<b>/</b>	_	ТІА		717	1001.
<ul><li>秋田県告示第百六十一号</li><li>園土調査法(昭和二十六年 関定により、次のとおり地籍 規定により、次のとおり地籍 平成二十年四月四日</li><li>一○ 調査を行った者の名称 鹿角市</li></ul>	事部       業居会         業居       所宅福         所宅       介祉	渡	支援事業所	名称	介護保険法(平成九 秋田県告 <b>示第百六十号</b> 		島 山 昭 子	氏	いて準用する同法第四十九条の規定によ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四 <b>秋田県告示第百五十九号</b>	がさん アプランセンター イ限会社サクセス
名 告 地 年 籍 法 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書 書	男鹿市北浦北浦田本郡八峰町峰	十一番地十四	山本郡八峰町八	所	(平成九年法律第百二十三号)			名	八号 一十五年法律第一十五年法律第一十五年法律第一十五年法律第一十五年法律第一十五年法律第一十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	お かケ
寺田田典	北浦字平岱山二番地二十四明峰浜水沢字稲荷堂後百十	・四峰浜水沢字下カッチキ台	町八森字寺の後川向八番地	在地	十三号)第二十四条の二に規		ルハート はり	施術所の	回法第四十九条の規定により、医療扶助のための施(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条にお <b>日五十九号</b>	締役 イサクセス 代表取
(II) (II) (II)	大社     菊社       田会     地会       春福     純福	四	一藤義孝   社会福祉法人八森峰浜ふく	申請者			きゅう スマイ	の 名 称		番三 潟上市飯田川和E
成果の名称 関量及び調査を行った地域 関量及び調査を行った地域 関量及び調査を行った地域 関量及び調査を行った地域 再瀬田石の各一部 実施年度及び認証面積 平成十八年度及び平成十九	海 社法人八峰町社会福祉協議会社法人八峰町社会福祉協議会	藤義孝 一	森峰浜ふくし会 須	及び代表者	六の規定に基づき、公示する。 定する指定市町村事務受託法人を指定したので、		大館市柄沢字長橋二十	施術	平成二十年四月四日 平成二十年四月四日 ではる施術者を次のとおり指定し続を担当させる施術者を次のとおり指定し	和田妹川字出張十七
年度の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	男鹿市船川港船川字山本郡八峰町八森字	一番地十四	一番地十四	申請者	同法		<del></del>	所の所在	たので、同	虻川境一番地十三潟上市昭和大久保字
田 末 広 ・ 十 和 二	片田七十四番地家の後六番四	沢字下カッチキ台四	沢字下カッチキ台四	所 在 地	[令第十一条 			地	法第五十五	川字出張十七八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	平 平	平	平 平		平成二		あん摩	業		-七番三
能代市大字ニッ井町の一部 測量及び調査を行った者の名称 能代市の地籍図及び地籍簿 能代市の地籍図及び地籍簿	成二十年四月一日日	成二十年四月一日	成二十年四月一日	指定年月日	平成二十年四月四日		マッサージ指圧	、務の種類		業 居宅介護支援事
部域簿	事務	事務	事務要介護認定調査	受託事務の種類	秋田県知事		平成二十年一日	指定年	秋田県知事	平成二十年三月
	有有有	有	有	等の提供有無居宅サービス	寺 田 典 城		月二十五日	月日	寺 田 典 城	日日

(Fi)

- (H) (TL) 認証年月日 実施年度及び認証面積 平成十八年度及び平成十九年度 〇・二二平方キロメートル
- $\stackrel{\equiv}{\mapsto}$  $(\Box)$ 成果の名称 山本郡八峰町 調査を行った者の名称

平成二十年三月二十五日

山本郡八峰町大字八森の一部 測量及び調査を行った地域 山本郡八峰町の地籍図及び地籍簿

 $(\vec{-})$ 

平成十八年度及び十九年度 実施年度及び認証面積

〇・二九平方キロメートル

四

(H)

認証年月日

四 (一) 調査を行った者の名称 成果の名称 山本郡八峰町

平成二十年三月二十五日

測量及び調査を行った地域 山本郡八峰町大字峰浜石川の一部 山本郡八峰町の地籍図及び地籍簿

 $( \Box )$ 

回 実施年度及び認証面積 〇・四七平方キロメートル 平成十八年度及び平成十九年度

(Ei) 認証年月日 平成二十年三月二十五日

五 (一) 調査を行った者の名称

( )測量及び調査を行った地域 潟上市の地籍図及び地籍簿

 $(\Box)$ 

成果の名称

(TL) 実施年度及び認証面積 潟上市大字天王の一部

〇・四八平方キロメートル 平成十九年度

調査を行った者の名称 認証年月日 平成二十年三月二十五日

仙北郡美郷町

成果の名称

 $( \Box )$ 測量及び調査を行った地域 仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿

(四) 平成十八年度及び十九年度 〇・五一平方キロメートル 実施年度及び認証面積

(Fi) 認証年月日

七() 調査を行った者の名称 仙北郡美郷町

成果の名称

(<del>-</del>) 測量及び調査を行った地域

実施年度及び認証面積

平成十八年度及び十九年度

調査を行った者の名称 由利本荘市

成果の名称

由利本荘市の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域 由利本荘市大字大築・滝ノ沢の各一部

平成十八年度及び十九年度 一・一一平方キロメートル

(Fi) 認証年月日

規定に基づき、公示する。

平成二十年四月四日

登録ふ化業者

登録番号 氏名又は名称及び住所 在地場の名称及び所

仙北郡美郷町大字金沢西根の一部

平成二十年三月二十五日

仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿

仙北郡美郷町大字金沢の一部

(11)

(Fi) 平成二十年三月二十五日 認証年月日 ○・五四平方キロメートル

(

実施年度及び認証面積

(TL)

(<del>-</del>)

平成二十年三月二十五日

秋田県告示第百六十二号

定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百六十四号

公告する。

大仙市南外字上巣ノ沢 沢一五四 嶋田ふ化場 大仙市南外字上巣ノ

登録の有効期限 登録年月日 平成二十三年三月二十四日 平成二十年三月二十五日

三

## 秋田県告示第百六十三号

認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を 規定に基づき、公告する。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項

平成二十年四月四日

土地区画整理事業の名称 秋田県知事

寺

田 典 城

横手市中田地区土地区画整理事業

施行者の名称

施行地区 イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

四 事務所の所在地

横手市婦気大堤字中田及び田久保下の各一

湯沢市字仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢

五. 施行認可の年月日

六 平成十年三月十日

事業施行期間 平成十年三月十日から平成二十年九月三十日まで

変更の内容 事業施行期間の変更

七

変更認可の年月日 平成二十年三月二十八日

日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基 土地について換地処分を取り消し、新たに平成二十年三月二十六 項の規定により、横手市中田地区土地区画整理事業施行者イオン 株式会社代表執行役岡田元也から土地区画整理事業施行地区内の 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三

三 第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二 いて準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更 したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条 秋田県告示第百六十五号 → 場所 が 場所 が 所及び期間 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお 供用開始の期日 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場 供用開始の期日 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場 道路の区域 県 平成二十年四月四日 道路の区域及び供用開始の区間 道路の区域及び供用開始の区間 道路の種類 道路の種類 道路の種類 場所 建設交通部道路課 場所 建設交通部道路課 般 玉 道 道 旧新別 旧 平成二十年四月四 旧 平成二十年四月四 新別 新別 旧 新 旧 新 三百九十八号 三百九十八号 秋田八郎潟線 秋田八郎潟線 秋田県知事 路 路 路 線 線 線 寺 名 名 名 田 秋田市添川字長田 雄勝郡羽後町上到米字唐松九番四地先から字堂尻三五番一地先まで 典 城 市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都 秋田県告示第百六十八号 秋田県告示第百六十七号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定  $(\Box)$ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ  $(\Box)$ 区 区 区 都市計画を変更した土地の区域 変更した部分 にかほ市平沢字団子坂の一部 仁賀保都市計画墓園(一号仁賀保墓園) 都市計画の種類及び名称 平成二十年四月四日 期間 四四四 期間 [番一地先から山内字松原一二八番地先まで 平成二十年四月四日から同月十七日まで 平成二十年四月四日から同月十七日まで " 秋田県知事 の変更 間 間 間 寺 田 典 城 三 き に基づき、次のとおり道路の区域を変更する 秋田県告示第百六十六号 き、次のとおり道路の区域を変更し、 敷地の幅員(メートル) 敷地の幅員(メートル) 敷地の幅員(メートル) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ 都市計画の変更年月日 1 - 00 - 1111 - 00 平成二十年四月四日 次のとおり道路の区域を変更し、 平成二十年四月四日 平成二十年四月四日 六・五〇~一六・五〇 五・〇〇~一五・二〇 五・〇〇~一三・九〇 平成二十年四月四日 秋田県知事 秋田県知事 秋田県知事 延長 延長(キロメートル) 延長(キロメートル) 供用を開始する。 供用を開始する。 (キロメートル) 寺 寺 寺 〇· 三 五 三 〇・三〇九 〇・三〇九 田 田 田 典 典 典 城 城 城

	1/1 1	H (3K-1								<i>&gt;</i>  \	•		TIA			21310	
<ul><li>⇒ 期間 平成</li><li>⇒ 期間 平成</li></ul>	この表において		県道				<b></b>			ļ			道路の種類	一道路の区域	<ul><li>□ 期間 平成</li><li>□ 当路の区域を</li></ul>		一段国
平成二十年四月四建設交通部道路課域を表示した図面	「A 及 び	新	ı	В	兼	新	[I	B	兼	折	II	B	旧新別		平成二十年四月四建設交通部道路課域を表示した図面	新	旧
が期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで場所 建設交通部道路課 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間	「B」とは、	大館十和田湖線	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大馆十 田 明泉	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大馆十 田 明泉	ラ食 一	大官十 <b>山</b> 日胡泉	ラ食 一	<b>大官</b> 十口日胡泉	ラ食 一 禾 日 汽糸	大官十 <b>山</b> 日胡泉	路線名		)期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで、場所 建設交通部道路課  道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間	三百九十八号	三百九十八号
間	表示す	大館	В	A	В	A	В	A	В	A	В	A			間		雄勝
に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定  秋田県告示第百七十号	関係図面に表示する敷地の区分をいう。	大館市雪沢字雪沢八三番地先から字中日影四七番二まで	大館市雪沢字雪沢八三番地先から字中日影四七番二まで	大館市雪沢字雪沢七六番一から字下日影七番二まで	大館市雪沢字雪沢八三番地先から字中日影四七番二まで	大館市雪沢字雪沢七六番一から字下日影七番二まで	n	大館市雪沢字雪沢八三番地先から字中日影四七番二まで	n	大館市雪沢字雪沢八三番地先から字中日影四七番二まで	n	大館市雪沢字前谷地七五番四地先から字昭和台一○三番地先まで	区		に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。	"	雄勝郡羽後町字西馬音内六二八番地先から西馬音内字野際九九番六地先まで
平成二十年四月四日		八・〇〇~一九・〇〇	八・〇〇~一九・〇〇	九・〇〇~一三・〇〇	八・〇〇~一九・〇〇	九・〇〇~一三・〇〇	八・〇〇~四〇・〇〇	八・〇〇~二八・〇〇	八・〇〇~四〇・〇〇	八・〇〇~二八・〇〇	八・〇〇~四〇・〇〇	八・〇〇~二八・〇〇	敷地の幅員(メートル)		平成二十年四月四日	111.00~114.110	一〇・九〇~二八・一〇
秋田県知事 寺 田 典 城		〇·四 一六	〇·四一六	0.1100	〇·四一六	0.1100	〇·四一六	〇・四三五	〇·四一六	〇・四三五	〇·四一六	〇・四三五	延長(キロメートル)		秋田県知事 寺 田 典 城	〇 : : : : :	O·10m

県

道

道路の区域

第	1967 <del>5</del>	<b>⊒</b>
×14		
	道路の種類	道路の区域
	旧新別	
	路	
	線	
	名	
	区	

県 道 新 旧 鷹巣川井道川線 鷹巣川井道川線 北秋田市芹沢字村下モ九番七地先から三里字中一四三番二地先まで В 北秋田市芹沢字村下モ九番七地先から三里字中 北秋田市芹沢字屋布岱一四九番地先から三里字中二一〇番二地先まで 一四三番二地先まで 間 敷地の幅員 四・00~一一五・00 六・00~ 二二・00 (メートル) 四〇・〇〇 延長 (キロメートル) 一・〇三九 〇・七九〇 一・〇三九

この表において「A」及び В とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  $\Box$   $\ominus$ 期 場間 所 建設交通部道路課 平成二十年四月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百七十一号

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典

城

県 道路の種類 道 旧 新別 旧 新 春山田沢線 春山田沢線 路 線 名 仙北市田沢湖田沢字見附田一六〇番一地先から八八番五地先まで В Α 仙北市田沢湖田沢字見附田一六〇番一地先から八八番五地先まで 仙北市田沢湖田沢字見附田一六四番一地先から三〇番一地先まで 区 間 敷地の幅員(メートル) 一三・〇〇~四九・〇〇 一三・〇〇~四九・〇〇 四・00~一五・00 延長 (キロメートル) · 三四四

この表において「A」及び В とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

()道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

期間 場所 建設交通部道路課 平成二十年四月四日から同月十七日まで

道路の区域

道路の種類

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 秋田県告示第百七十二号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

	坦		
新	II	3	旧 新 別
角館長野線	負担	<b>角官受好</b> 泉	路線
			名
仙北	В	A	
市角館町八割伊勢堂四九番二地先から	n	仙北市角館町八割伊勢堂四九番二地先	区
雷六〇番地先まで		から雷六○番地先まで	間
九・〇〇~一七・〇〇	九・〇〇~一七・〇〇	六・五〇~一六・五〇	敷地の幅員(メートル)
	〇·二 四	〇・二五五	延長(キロメートル)

この表において「A」及び 「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

()道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場所 建設交通部道路課

期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

区

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

秋田県告示第百七十三号

に基づき、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定 次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月四日

秋田県知事

寺

田

典

城

県 道 新 旧 熊堂六郷線 熊堂六郷線

В

Α

地先まで | 地先まで | 山北郡美郷町境田字下八百刈七三番一〇地先から上深井字松葉野九|

二番

六・〇〇~

六・〇〇

〇・二四五

この表において「A」及び 「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

まで
仙北郡美郷町境田字下八百刈七三番一○地先から上深井字松葉野九二番地先

|0・00~四二・00

〇・五二八

〇・五二八

〇・〇〇〜四二・〇〇

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場所 建設交通部道路課

田

期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

## 秋田県告示第百七十四号

秋

次のとおり告示する。 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典

城

都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 秋田市

田市公共下水道 秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋

事業施行期間

昭和五十一年七月十六日から平成二十六年三月三十一日まで

収用の部分

和六十一年秋田県告示第三百八十七号、昭和六十三年秋田県 告示第百五十七号、昭和六十年秋田県告示第百二十四号、昭 昭和五十一年秋田県告示第五百一号、昭和五十九年秋田県

> $(\Box)$ 川尻字大川反、字中島、川尻若葉町、桜ガ丘五丁目、下北手 秋田県告示第三十六号の事業地に、秋田市下新城長岡字芋田、 平成七年秋田県告示第四百十六号、平成十年秋田県告示第百 告示第六百九十八号、平成四年秋田県告示第六百七十三号、 字大戸、上北手荒巻字前田、字割田、字鳥越、仁井田字中新 北手桜字袖ノ沢、桜ガ丘三丁目、桜ガ丘四丁目、上北手大戸 長岡字毛無谷地、飯島字中野、字平右衛門田尻、字飯島天ノ 大平台四丁目、上北手大戸字堀ノ内、字関上を加え、下新城 梨平字登館、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、 二十八号、平成十一年秋田県告示第百十九号及び平成十五年 使用の部分 原、外旭川字山崎において事業地を変更する。 飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大巻、下 四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋小阿地字柳林、字下

# 秋田県告示第百七十五号

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 次のとおり告示する。 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典

城

施行者の名称 秋田市

都市計画事業の種類及び名称

田市公共下水道 河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋

事業施行期間

平成元年七月十八日から平成二十六年三月三十一日まで

収用の部分

四

田字岡村、字下石川、河辺諸井字大部において事業地を変更 河辺戸島字ヲソノ、字本町、河辺北野田高屋字神田、河辺和 川、字石川河原、河辺諸井字下川原を加え、河辺畑谷字中村、 字式田、字式田下袋、字上野、字坂本北、 十四年秋田県告示第二百七十号の事業地に、秋田市河辺和田 第二百十一号、平成十一年秋田県告示第百七十七号及び平成 平成元年秋田県告示第四百八十六号、平成六年秋田県告示 字坂本南、字上石

## 秋田県告示第百七十六号

 $(\Box)$ 

使用の部分

変更なし

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規

請

者の住所及び氏名

三

事業施行期間

公

株式会社

司工務店

代表取締役

斎

藤

司

にかほ市象潟町関字建石四十五番地三十四

県

平成十年秋田県告示第百九十二号、平成十三年秋田県告示第

県告示第百八十五号、平成三年秋田県告示第五百九十六号、

昭和五十七年秋田県告示第百六十九号、昭和六十三年秋田

八百六号、平成十七年秋田県告示第二百二十九号、平成十八 五百九十七号、平成十六年秋田県告示第二百六十九号及び第

坪入、字海老坪、字大浦上谷地、字宮田、 年秋田県告示第四百九十八号の事業地に、

字館越古川端、

字

大仙市神宮寺字大

次のとおり告示する。 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条 平成二十年四月四日 田

施行者の名称 秋田市

> 寺 典 城

田市公共下水道 都市計画事業の種類及び名称 河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋

昭和六十三年十月二十五日から平成二十六年三月三十一日ま

事業地

収用の部分

堤根において事業地を変更する。 字駒坂台、字山籠を加え、雄和椿川字前椿岱、 十四年秋田県告示第百六十六号の事業地に、秋田市雄和椿川 告示第百八十七号、平成九年秋田県告示第九十四号及び平成 昭和六十三年秋田県告示第六百七十四号、平成六年秋田県 字奥椿岱、

定に基づき、公告する。 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規

秋田県告示第百七十七号

第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項

秋田県知事

寺

田

典

城

平成二十年四月四日

字

使用の部分

 $(\Box)$ 

四番地五十五の内 十四番地四十一、五十四番地四十二及び五十 にかほ市象潟町字冠石下五十四番地四十、 道 路の位置の指定箇所 五 五十一・三〇メートル 六・〇メートル

道 路 の 延 長

道 路 の 幅 員

平成二十年三月二十七日 指 定 年 月

日

使用の部分

字小山田、字町頭及び字布田谷地において事業地を変更する。 西田、字切欠、字館の北、字神宮寺並びに北楢岡字北楢岡、 木及び字方尺坊を加え、神宮寺字大坪、字大浦、字荒屋、

秋

次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

施行者の名称

大仙市

秋田県知事

寺

田

典

城

都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画下水道事業 大仙市公共下水道 (大曲処理区)

事業施行期間

収用の部分

昭和五十七年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規

田

秋田県告示第百七十八号

# 秋田県告示第百七十九号

第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があ たので、同規則第五十九条の規定に基づき、 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条 平成二十年四月四日 告示する。

秋田県知事 寺 田 典

城

振興会 番八号 地及び名称と者の事務所の所在 財団法人秋田県物産 秋田市中通二丁目1 三番八号 秋田市中通二丁目 売りさばき場所 平成二十年三月二 十一日 廃止年月日

## 秋田県告示第百八十号

字金助谷地、字下荒屋、字一本

字

中川原並びに北楢岡字沖田、

ので、 第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定した 秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条 同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

振興会 株式会社秋田県物産 株式会社秋田県物産	住所及び氏名
オン) 三番八号(アトリ秋田市中通二丁目	売りさばき場所
日平成二十年四月一	指定年月日

## 告

公

コムギ」を秋田県主要農作物の奨励品種から除外し、水稲うるち 「美郷錦」及び小麦「ハルイブキ」を認定品種から除外したので、 水稲うるち「ゆめおばこ」を秋田県主要農作物の奨励品種に採 水稲うるち「吟の精」 「秋の精」 | 並びに小麦「ナンブ

りである。 公告する なお、水稲うるち「ゆめおばこ」の来歴及び特性は、 次のとお

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

北長野字道の上五十三番地

伝農

昭一

熊谷

字新山中田百九番地 字鍛冶屋敷百十八番地

熊谷

卓雄

下鴬野字遠藤二十九番地 上鴬野字新関三十三番地 下鴬野字下中嶋百五十六番地

ゆ	1	i i
めおばこ	利	重
はこ	彳	<u> </u>
父 母		
秋田58	₹	k
号号	月	逶
中生	熟	
の晩	期	特
県内	適	
平 坦 部	地	性

十条第三項の規定に基づき、 良区連合から申請があった定款変更について、平成二十年三月 いて準用する同法第三十条第二項の規定により、米代川筋土地改 十六日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第1 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十四条にお 公告する。

秋田県知事 寺 田 典

城

平成二十年四月四日

同条第十一項の規定に基づき、公告する。 排水))の施行について、平成二十年三月二十八日認可したので、 新たな土地改良事業(太平野田地区基盤整備促進事業(かんがい 項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から申請があった 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任の届出があったので、 項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六 次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び 同条第十七項の規定に基づき、 公告す

平成二十年四月四

秋田県知事

寺 田

典

城

(-)大仙市鴬野土地改良区 退任理事の住所及び氏名

大仙市上鴬野字吉田百二十八番地 字小八卦五十三番地

冨岡 小松 励 弘

> (-)(TL) (<del>-</del>)  $(\Box)$ 大仙市協和土地改良区 就任理事の住所及び氏名 就任理事の住所及び氏名 大仙市協和下淀川字逢田七十番地 就任監事の住所及び氏名 大仙市上鴬野字中道百五十三番地 退任監事の住所及び氏名 大仙市上鴬野字吉田百二十八番地一 大仙市上鴬野字中道百五十三番地 協和中淀川字白岩百四十六番地 下鴬野字上中嶋百六番地 北長野字館の郷九十四番地 下鴬野字上中嶋百六番地 北長野字館の郷九十四番地 上鴬野字後村三十七番地 北長野字道の上五十三番地 下鴬野字大新田二百四十五番地 下鴬野字遠藤二十九番地 下鴬野字下中嶋百五十六番地 上鴬野字新関三十三番地 字小八卦五十三番地 字鍛冶屋敷百十八番地 字新山中田百九番地 戸堀 木元 木元 戸堀 木元 小松 千葉 熊谷 伝農 藤原 金子 俊夫 俊雄 昭一

## 教 育 委 員 会 公 告

の規定により、 定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和三十 五年秋田県教育委員会規則第七号)第三条第二項の規定に基づき、 社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第四号 次の者を社会教育主事の資格を有する者として認

平成二十年四月四

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

2

克見 俊雄 時治 俊夫 長 三 四 現 氏 認定年月日 生年月日 住所 公 秋田県湯沢市前森二丁目一の三十五 平成二十年四月四日 昭和五十三年二月二十五日 柿崎 吉寛

## 安 委 員 会 告 示

# 秋田県公安委員会告示第27号

上鴬野字新屋敷四十番地一

下鴬野字大新田二百四十五番地

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、 3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1 平成20年4月4日

励 弘

秋田県公安委員会委員長 贵 鴐 京 41

技能検定員審査の種類

技能檢定員審査 (中型二種)

時治 長 (3) 技能檢定員審査(普通二種) 2 技能検定員審査 (大型二種)

卓雄 克見 一幸 2 技能検定員審査の期日及び場所

均

期日

平成20年5月7日 (水) 午前10時から

省吾

2

省吾均

捷 悦 力

技能検定員審査の申請手続 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

格者証(普通)を提示すること。 を、技能検定員(普通二種)を受けようとする者にあって 車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(中型) 員(中型二種)を受けようとする者にあっては、中型自動 係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定 を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許に 許センターに提出するとともに、技能検定員(大型二種) 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び メートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写 普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資

申請書の受付期間及び受付時間 る者であることを証する書面を添付すること。 第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項

3 午前8時30分から午後5時までとする。 許センター教習所係 申請書の提出場所 秋田市新屋南浜町12番1号 平成20年4月7日(月)から同年4月11日(金)までの 秋田県警察本部交通部運転免

## 審査手数料

 $\Box$ の技能検定員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額 免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄 技能検定員審査(二種)を受けようとする者は、22,450円 (その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を

4 技能検定の実施及び自動車の運転 技能の評価方法に関する知識	3 旅客自動車運送事業及び自動車運 転代行業に係る法令その他の知識	2 自動車の運転技能に関する観察及 び採点の技能	1 技能検定員として必要な自動車の 運転技能	審 査 組 目
3,200円	2,750円	7,950円	4,600円	技能検定員審査 (二種) に係る額

壳 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査 を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。

## 2 納付方法

審査についての問い合わせ先 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付するこ

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018・

# 秋田県公安委員会告示第28号

3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公 号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1

告する

平成20年4月4日

秋田県公安委員会委員長

批 賀

中 41

# 1 教習指導員審査の種類

- 教習指導員審査 (大型二種)
- 教習指導員審査 (中型二種)

2

- 2 教習指導員審査の期日及び場所 (3) 教習指導員審査(普通二種)

2

秋田市新屋南浜町12番1号 平成20年5月7日 (水) 午前10時から 秋田県警察運転免許センター

教習指導員審査の申請手続

免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示 第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種 許証及び教習指導員資格者証(中型)を、教習指導員審査 指導員審査(中型二種)を受けようとする者にあっては、 許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型) 許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ プンのか (普通二種)を受けようとする者にあっては、大型自動車 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免 種)を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免 メートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写 を、教習

する書面を添付すること 申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証 第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項

# 午前8時30分から午後5時までとする。 平成20年4月7日(月)から同年4月11日(金)までの

2

申請書の受付期間及び受付時間

許センター教習所係 申請書の提出場所 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免

3

(1) 教習指導員審査 (二種) を受けようとする者は、13,300円 (その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を 6) 5

の教習指導員審査 免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄 (二種) に係る額に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目       教習指導員審査 (二種) に係る額         1 教習指導員として必要な自動車の 運転技能       4,800円         2 技能教習に必要な教習の技能 転代行業に係る法令その他の知識 転代行業に係る法令その他の知識       2,750円				
選 (二種)(二種)(		2	1 ĭ	
選 の (二種) (二種) (	旅客自動 云代行業に	技能教習	教習指導 重転技能	蝌
選 の (二種) (二種) (	り車運 ご祭る	がいた		葅
選 の (二種) (二種) (	送事業及法令その	要な教習	して必要	湽
選 (二種)(二種)(	をび自動 )他の知	習の技能	長な自動	Ш
教習指導員審査 (二種) に係る額 4,800円 2,000円 2,750円	)車運      譲	PP	東の	
	2,750円	2,000円	4,800円	教習指導員審査 (二種) に係る額

贏

州1

審査細目の1及び2に掲げる項目についての審

% of の審査を併せて免除されるときは、12,500円を減 査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。 審査細目の1、2及び3に掲げる項目について

## 納付方法

2

審査についての問い合わせ先 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付するこ

Ñ

823-7740) 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-

# 秋田県公安委員会告示第29号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、 3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1 平成20年4月4日

技能検定員審査の種類 秋田県公安委員会委員長 尭 澶 京 4

- 技能檢定員審査 (大型)
- 技能検定員審査 (中型)

2

技能検定員審査 (普通)

3

- 技能検定員審査 (大特)
- 技能検定員審査 (大自二)
- 技能検定員審査(普自二)

型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額 れぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中 する者にあっては、14,100円(その者が次の表の左欄に掲げ

審査細目についての審査を免除される者であるときは、

- - (7) 技能檢定員審査(牽引)

技能検定員審査開始の期日及び場所

平成20年5月7日 (水) 午前10時から

2

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

技能検定員審査の申請手続

運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示 能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる 許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技 メートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写

申請書の受付期間及び受付時間 第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者で 者であることを証する書面を添付すること。 あるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項

3 午前8時30分から午後5時までとする。 申請書の提出場所 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免 平成20年4月7日 (月) から同年4月11日 (金) までの

秋

2

瘟

許センター教習所係

 $\Box$ 型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようと ようとする者にあっては、20,500円(その者が次の表の左欄 掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受け 円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に ついての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700 に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大 は、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通) に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるとき ては、24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目に 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっ

を減じた額)とする。

6 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識	5 技能検定の実施 に関する知識	4 自動車教習所に 関する法令につい ての知識	3 教則の内容とな っている事項	2 自動車の運転技 能に関する観察力 及び採点方法	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	審強番田
2,200円	2,200円	2,150円	2,150円	7,050円	4,150円	技能検定員 審査 (大・ 中型) に係 る額
2,000円	1,950円	1,900円	1,900円	6,750円	3,950円	技能検定員 審査(普通) に係る額
2,000円	2,050円	2,150円	2,150円	2,250円	1,350円	技能検定員審査(大・ 中・普通) 以外に係る額

表し 受けようとする者にあっては4,650円を減ずる。 型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を する者にあっては11,650円、技能検定員審査(大 査を併せて免除されるときは、技能検定員審査 14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようと (大型・中型) を受けようとする者にあっては 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審

4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとす 受けようとする者にあっては4,600円を減ずる。 型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を る者にあつっては4,100円、技能検定員審査(大 査を併せて免除されるときは、技能検定員審査 (大型・中型) を受けようとする者にあ、っては 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審

> の審査を併せて免除されるときは、技能検定員審 型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を する者にあっては19,700円、技能検定員審査(大 23,950円、技能検定員審査(普通)を受けようと 査(大型・中型)を受けようとする者にあっては 受けようとする者にあっては13,300円を減ずる。 審査細目の1から6までに掲げる項目について

2 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

審査についての問い合わせ先

U

823-7740) 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-

# 秋田県公安委員会告示第30号

3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1 D

平成20年4月4日

秋田県公安委員会委員長

戋 賀 迚 41

教習指導員審査 (大型)

教習指導員審査の種類

教習指導員審査 (中型)

教習指導員審査 (普通)

3

教習指導員審査 (大特)

4

教習指導員審査 (大自二)

5

教習指導員審査(普自二

6

教習指導員審査 (牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

期日

2

平成20年5月7日 (水) 午前10時から

(1) 申請手続

 $\omega$ 

教習指導員審査の申請手続

秋田市新屋南浜町12番1号

秋田県警察運転免許センター

メートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチ 真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写

運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示 習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる 許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教

者であることを証する書面を添付すること。 あるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する 第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者で 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項

請書の受付期間及び受付時間

2

午前8時30分から午後5時までとする。 申請書の提出場所 平成20年4月7日 (月) から同年4月11日 (金) またの

3

審査手数料

許センター教習所係

秋田市新屋南浜町12番1号

秋田県警察本部交通部運転免

(1) 教習指導員審査 (大型・中型) を受けようとする者にあっ 型・普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額 れぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中 る審査細目についての審査を免除される者であるときは、 する者にあっては、9,500円(その者が次の表の左欄に掲げ 型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようと を減じた額)とする。 に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(大 は、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査 (普通) に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるとき ようとする者にあっては、12,150円(その者が次の表の左欄 掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)を受け 円から同表中欄の教習指導員審査(大型・中型)に係る額に ついての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650 ては、15,650円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目に

2

秋

2 技能教習に必要 な教習の技能	1 教習指導員とし て必要な自動車の 運転技能	推 推 田
1,300円	4,450円	教習指導員 審査 (大・ 中型) に係 る額
1,350円	4,100円	教習指導員 審査(普通) に係る額
1,300円	1,350円	教習指導員 審査 (大・ 中・普通) 以外に係る額

6 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識	5 自動車教習所に 関する法令につい ての知識	4 教則の内容となっている事項その 他自動車の運転に 関する知識	3 学科教習に必要 な教習の技能
1,400円	1,450円	1,450円	1,250円
1,200円	1,250円	1,250円	1,250円
1,150円	1,250円	1,250円	1,250円

備考1 9,200円、教習指導員審査(普通)を受けようとす 査を併せて免除されるときは、教習指導員審査 ようとする者にあっては3,750円を減ずる。 中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受け る者にあっては6,350円、教習指導員審査(大型・ 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審 (大型・中型) を受けようとする者にあっては

審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を 併せて免除されるときは、教習指導員審査(大 る者にあっては2,550円を減ずる。 通) 以外の種類の教習指導員審査を受けようとす っては2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあ 型・中型)を受けようとする者にあっては3,050円、

審査細目の1から6までに掲げる項目についての審 受けようとする者にあっては8,700円を減ずる。 型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を する者にあっては11,400円、教習指導員審査(大 査を併せて免除されるときは、教習指導員審査 14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようと (大型・中型) を受けようとする者にあっては

審査についての問い合わせ先

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

823-7740) 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-

誤誤

号(化製場等に関する法律第九条第一項の規定による区域の指定) 平成二十年三月七日(第一九五九号)掲載の秋田県告示第百三 (原稿誤り)

五	二	二	二
上	下	下	中
三十二	三十五	十六	三十二
西ノ川原	泉御嶽根	川尻わかば町	鍵掛地
西野川原	嶽	川尻若葉町	鍵掛野

納付方法

2

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一 番 号

購読料

金

月三千六百七十五円(税込)

印 印 刷 刷

所 者 電話600八七六六 FAX60〇〇〇五株式会社 松 原 印 刷 社秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 松 原 繁 雄田市山王七丁目五番二十九号